

公 告

道営土地改良（余市川第2地区（農業用排水施設））事業の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第4項の規定に基づく協議をしたいので、法第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を縦覧します。

また、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第88条第6項で準用する法第87条の2第9項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年10月29日

北海道知事 鈴木 直 道

1 縦覧について

- (1) 関係書類の名称
土地改良事業変更計画概要書
- (2) 縦覧期間
令和7年10月29日から令和7年11月18日まで
- (3) 縦覧場所
赤井川村のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

- (1) 意見書の提出先
shiribeshi.nousonshinkou@pref.hokkaido.lg.jp
- (2) 意見書の提出期限
令和7年11月18日（必着）
- (3) 意見書の提出上の注意
 - ア 意見書の様式は任意ですが、提出の意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
 - イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
 - ウ 電話での意見はお受けできません。
 - エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、北海道後志総合振興局産業振興部農村振興課までお問い合わせください。